

# 高校教育改革の成果に関する検証の在り方について（報告）

平成22年3月

県立高等学校将来構想審議会検証の在り方検討部会

## 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 高校教育改革状況の検証の必要性        | 1  |
| 1 県立高校教育改革の取組状況            |    |
| 2 県立高校教育改革の着実な推進に向けて       |    |
| 第2章 高校教育改革の検証の現状           | 2  |
| 1 行政評価制度の現状                |    |
| (1) 宮城県の行政評価制度の概要          |    |
| (2) 高校教育に関する政策評価・施策評価の現状   |    |
| (3) 高校教育に関する政策評価・施策評価の対象範囲 |    |
| 2 学校評価制度の現状                |    |
| (1) 県立高校における学校評価制度の概要      |    |
| (2) 学校評価の現状                |    |
| 第3章 新たな検証システムの構築に向けて       | 7  |
| 1 新たな検証システム構築の必要性          |    |
| 2 新たな検証システムの機能             |    |
| (1) 検証組織の位置づけ              |    |
| (2) 新たな検証システムによる評価の視点      |    |
| 3 新たな検証システムのスキーム           |    |
| (1) 各種の高校教育改革の取組の現状把握      |    |
| (2) 検証組織における検証作業           |    |
| (3) 検証結果の施策への反映            |    |
| (4) 検証フローのイメージ             |    |
| 第4章 新たな検証システムへの期待          | 13 |
| 【参考】                       | 14 |
| 県立高等学校将来構想審議会検証の在り方検討経過    |    |
| 県立高等学校将来構想審議会委員名簿          |    |

## 第1章 高校教育改革状況の検証の必要性

### 1 県立高校教育改革の取組状況

宮城県教育委員会では、高校教育を取り巻く諸状況の変化に対応するため、平成13年3月に平成13年度から平成22年度までを計画期間とする県立高校将来構想（以下「現将来構想」という。）を策定し、魅力と活力ある高校づくりを目指して、各種の高校教育改革に取り組んできた。また、平成22年度からは、生徒が自らの進路希望や学ぶ意欲に基づき、より幅広い選択肢の中から学校を選択できるようにするため、県立高校全日制課程普通科の通学区域が撤廃され、すべての県立高校が一学区化される。

一方で、グローバル化や情報化、少子高齢化が急速に進行し、また、経済環境や生活環境、地域の在り様も大きく変化しており、社会に出るための最終準備段階でもある高校教育においては、こうした社会の変化に柔軟に対応できる資質や能力の育成が特に重要である。こうした認識の下、平成21年度末には、本県における今後10年間の高校教育改革の方向性及び高校の再編整備の方針を示す新県立高校将来構想（以下「新将来構想」という。）が策定され、これからの地域社会を支えていく意欲や創造性等に富んだ人づくりに向けて、現将来構想期間における教育改革の取組を土台として、さらなる高校教育改革が進められようとしている。

### 2 県立高校教育改革の着実な推進に向けて

こうした取組を着実に進めていくためには、時代や環境の変化を的確に捉えながら、常に各種の高校教育改革の取組の進捗状況や成果・課題等の検証を行うことが不可欠であり、また、その検証に当たっては、透明性や客観性の十分な担保と、検証した結果を速やかに実施計画等に反映できるシステムの構築が必要であることを、新たな県立高校将来構想の答申において指摘したところでもある。

ところで、教育政策及び施策や各学校の取組等については、既に行政評価制度や学校評価制度により客観的に評価しようとする仕組みが導入されており、政策の目標達成状況やその効果又は教育内容を含む学校の管理運営上の課題等の把握を通して、進行管理が行われている。しかしながら、これらの評価制度は、それぞれの目的から評価する内容が特定されており、また、基本的に単年度ごとの評価システムであることから、高校教育改革に係る各種の施策としての合理性、有効性などを多角的視点から点検し、客観的な検証を行いながら、その成果を各種施策の見直しや中長期的な計画立案に実効的に反映させていくには、必ずしも十分とは言えない状況もある。

本報告書は、こうした状況を踏まえ、今後の高校教育水準の維持向上に向けて必要な新たな検証の在り方について、取りまとめたものである。

## 第2章 高校教育改革の検証の現状

宮城県における高校教育に関する評価は、教育行政を含む県行政全体を対象としている行政評価制度と、平成12年の学校教育法施行規則の改正を受けて実施している学校評価制度の大きく2つの仕組みによって行われている。

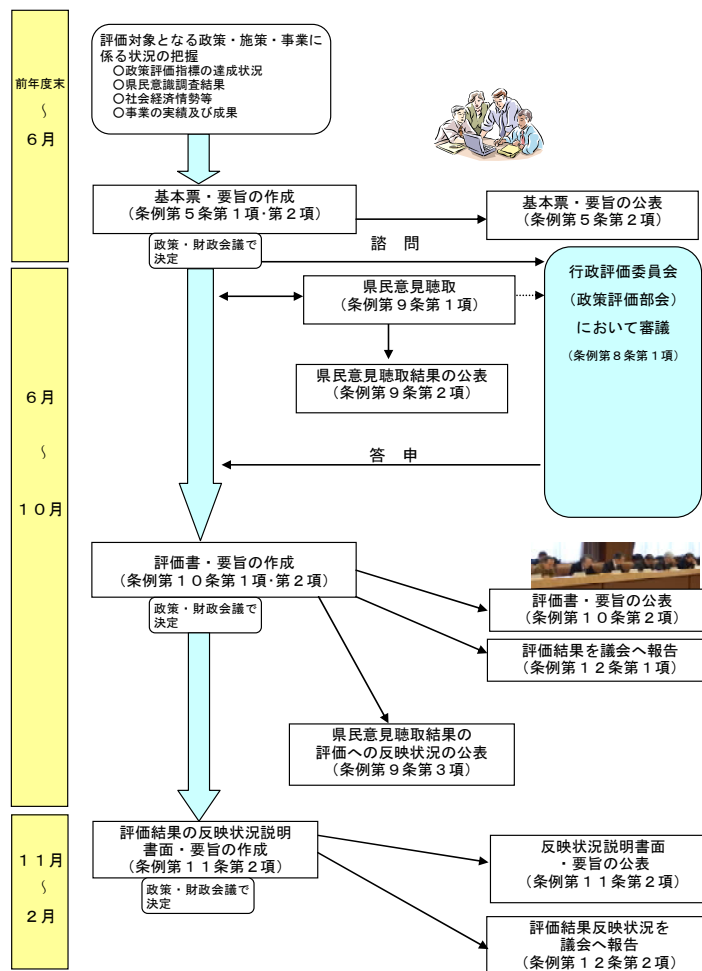
### 1 行政評価制度の現状

#### (1) 宮城県の行政評価制度の概要

宮城県では、平成13年度に行政評価条例を制定し、政策評価や施策評価、大規模事業評価、公共事業再評価などによる行政評価システムを導入、実施している。

このうち、政策評価及び施策評価は、県の総合計画である『宮城の将来ビジョン』及び同行動計画で定めた政策、施策及び施策を構成する事業について、自己評価及び第三者機関である行政評価委員会の評価により、政策等の成果の評価や課題等の把握を行い、それらの検証結果を次期の予算編成や組織運営に反映させ、効果的・効率的で質の高い行政推進を図るものである。(図1参照)

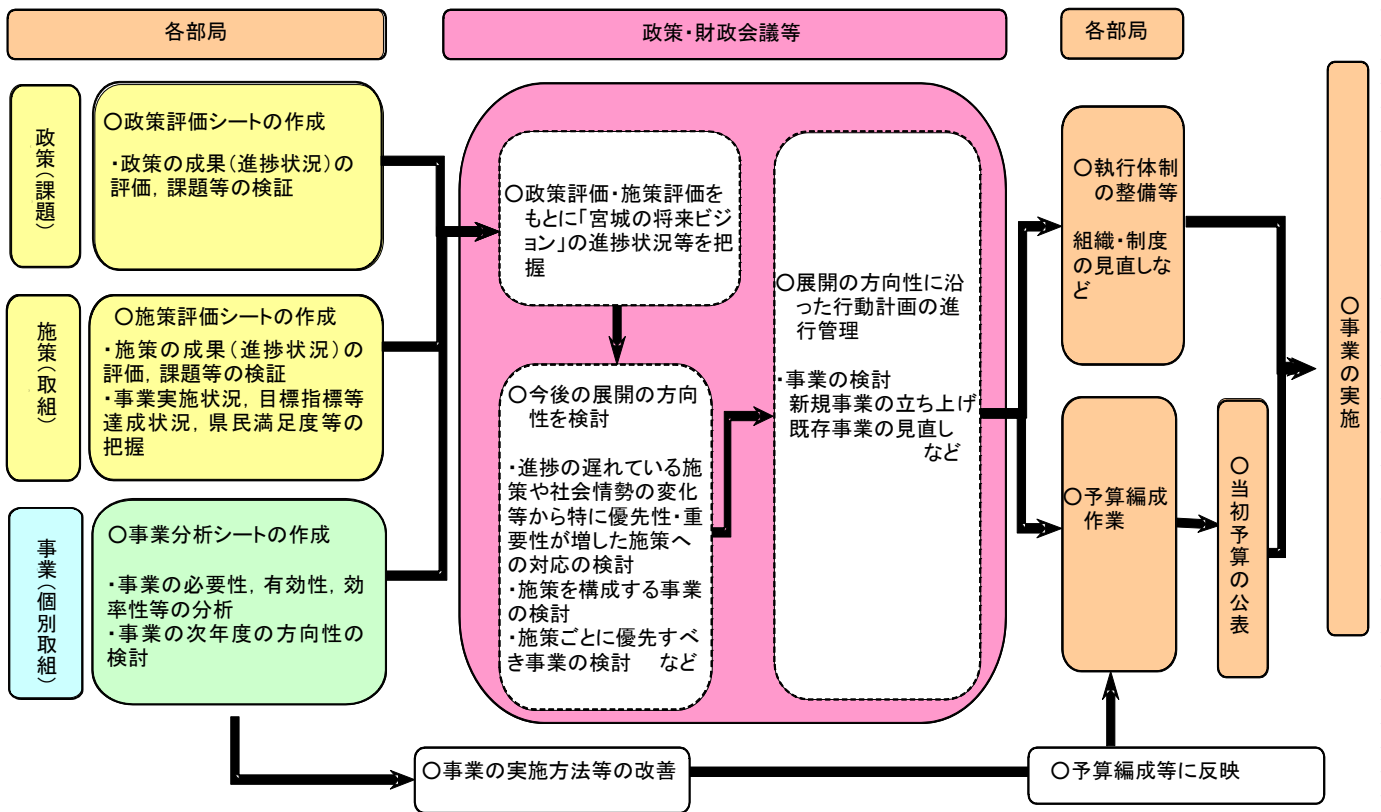
図1 政策評価・施策評価の実施フロー



実際の評価は、次のような手順で行われている。県の各担当部局は、まず、施策を構成する主要な事業について、あらかじめ設定した活動指標や成果指標に基づき、事業の必要性、有効性等について自己評価を行い、事業を進める上での課題を把握する。その上で、それらの事業が構成する施策について、各事業の評価結果を踏まえて、成果の評価及び課題の把握を行う。さらに、それらの施策が構成する政策について、各施策の評価結果を踏まえて、成果の評価及び課題の把握を行う。このようにして行われた各担当部局の自己評価を基に、評価の客観性を確保するため、有識者により構成する行政評価委員会から意見を聴き、その意見を反映して、最終的な評価結果としている。

なお、評価結果は、各施策等の課題の検証等を十分に踏まえ、知事・副知事・部局長等で構成される政策・財政会議等での審議を経た上で、次期の組織・制度の見直しや予算編成などに反映される流れとなっている。(図2参照)

図2 政策評価・施策評価の反映フロー



※ 政策・財政会議・・・知事・副知事等三役及び部局長等で構成され、県の政策・財政に関する重要事項について審議する会議

## (2) 高校教育に関する政策評価・施策評価の現状

高校教育に関する政策評価及び施策評価については、『宮城の将来ビジョン』に位置づけられた「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」という政策と、この政策を構成する「着実な学力向上と希望する進路の実現」、「豊かな心と健やかな体の育成」及び「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」という3つの施策を中心に実施されている。(表1参照)

表1 『宮城の将来ビジョン』における高校教育に関する政策・施策体系

| 政策                  | 施策                         | 主な事業(個別取組)                                                      |
|---------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり | 着実な学力向上と希望する進路の実現          | 学力向上ステップアップ事業<br>職業観を育む支援事業<br>進路指導地域拠点形成事業<br>ものづくり実践力向上支援事業 等 |
|                     | 豊かな心と健やかな体の育成              | みやぎアドベンチャープログラム事業<br>高等学校スクールカウンセラー活用事業<br>総合教育相談事業 等           |
|                     | 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり | 個性かがやく高校づくり推進事業<br>学校評価事業<br>教職員キャリアアップ・プログラム事業 等               |

### (3) 高校教育に関する政策評価・施策評価の対象範囲

以上のとおり、県の行政評価制度においては、高校教育に関する政策評価・施策評価がなされているものの、そのカバーしている範囲は、『宮城の将来ビジョン』に位置づけられた主要な事業に限られているほか、事業費が伴わない入試制度や募集定員、学科配置などの取組については、評価の対象となっていない。

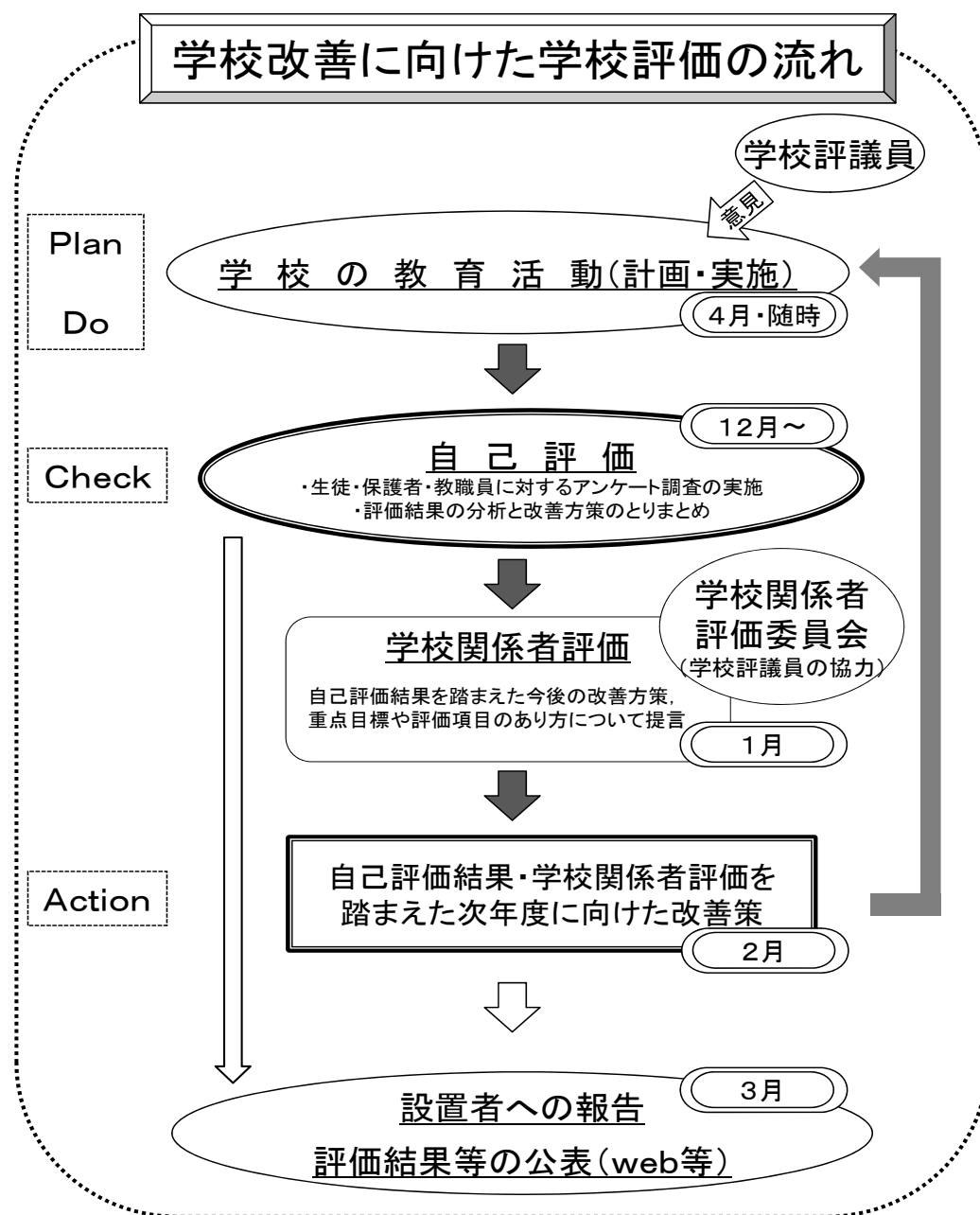
## 2 学校評価制度の現状

### (1) 県立高校における学校評価制度の概要

宮城県では、平成12年の学校教育法施行規則の改正により学校評価が努力義務として定められたことなどを受け、保護者や地域住民等の意向を学校運営に反映し、また、学校としての説明責任を果たしていくため、平成14年度までにすべての県立高校に学校評価制度を導入している。さらに、平成15年には県立学校の管理に関する規則を改正し、学校に自己点検・自己評価の実施義務規定を追加している。

文部科学省の学校評価ガイドラインでは、学校評価手法の形態として、各学校の教職員が行う「自己評価」、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う「学校関係者評価」、学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な「第三者評価」の3つに整理しているが、平成19年の学校教育法改正により、「自己評価」が法的に義務付けられ、「学校関係者評価」が努力義務とされた。現在、宮城県では、すべての県立高校において、各学校が設定した教育目標や教育活動及びその成果などに関する教職員によるアンケート調査に加え、生徒による授業評価や保護者に対する学校運営に関するアンケート調査をもとに、学校による「自己評価」がなされ、それらを保護者代表や学校評議員を交えた学校関係者評価委員会で「学校関係者評価」として実施し、その結果を踏まえながら次期の学校の教育活動計画等の策定など、学校改善につなげる仕組みが構築されている。(図3参照)

図3 学校改善に向けた学校評価の流れ



## (2) 学校評価の現状

学校評価では、学習指導、生徒指導、進路指導などのほか、施設・設備や情報発信、管理体制など学校現場における運営全般が主な対象となっているが、「自己評価」は、表2に示した設問例のようなアンケート調査によってなされており、個々の学校の課題を抽出することは可能であるものの、各学校の「自己評価」の結果を集計したとしても、県立高校全体に共通する制度面の課題などについては把握が困難な状況となっている。

なお、平成21年度からは、生徒及び保護者に対するアンケート調査の設問の一部をすべての県立高校に共通項目として設定し、県全体の学校運営に関する客観的な状況把握に努めている。

表2 学校評価（アンケート調査）項目例

| 生徒による授業評価の調査項目(例) |                                                                   |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 学習指導・<br>授業評価     | 学ぶ意欲を引き出し、学力を身につけられるような授業が行われている。                                 |
|                   | 全体として、授業の開始時刻はきちんと守られている。                                         |
|                   | 生徒の理解度に合わせて授業は工夫・改善されている。                                         |
|                   | 先生の熱意を感じる授業が多い。<br>興味が持てる授業が多く、次が楽しみだと思ふことが多い。                    |
| 生徒指導・<br>進路指導     | 挨拶やマナーなどの基本的生活習慣の確立に関する指導が行われている。                                 |
|                   | 〇〇高の生活指導の方針は生徒の人的成長を促すものとなっている。                                   |
|                   | 進路目標の明確化に向けた適切な指導が行われている。                                         |
| 施設整備              | 校舎やグラウンドなどの施設や設備は整備されている。                                         |
|                   | 図書館の蔵書や読書環境は充実しており、利用しやすい。                                        |
| 学校運営ほか            | 教員やカウンセラーが必要な時に相談に応じてくれる体制ができています。                                |
|                   | 学校便りなどによって、学校の情報は適切に伝えられている。                                      |
|                   | 地域や伝統などに根ざした特色ある学校づくりに取り組んでいる。                                    |
| 保護者向け調査項目(例)      |                                                                   |
| 学習指導              | 学ぶ意欲を引き出し、学力を身につけられるような授業が行われている。                                 |
|                   | 本校の教育課程は、生徒の進路希望の達成に適していると思う。                                     |
|                   | 先生方は授業内容を深め、授業方法を工夫している。                                          |
| 生徒指導・<br>進路指導     | 挨拶やマナーなどの基本的生活習慣の確立に関する指導が行われている。                                 |
|                   | 〇〇高の生活指導の方針は生徒の人的成長を促すものとなっている。                                   |
|                   | 望ましい進路意識を育てる計画的指導が各学年で行われている。                                     |
| 施設整備              | 校舎やグラウンドなどの施設や設備は整備されている。                                         |
|                   | 図書館の蔵書や読書環境は充実しており、利用しやすい。                                        |
| 学校運営ほか            | 教員やカウンセラーが必要な時に相談に応じてくれる体制ができています。                                |
|                   | 学校便りなどによって、学校の情報は適切に伝えられている。                                      |
|                   | 本校の教育方針・教育内容は生徒の人間形成や成長に有益である。                                    |
|                   | 地域や伝統などに根ざした特色ある学校づくりに取り組んでいる。<br>学校の電話対応や証明書等の発行に関する対応は親切でいいである。 |
| 教職員向け調査項目(例)      |                                                                   |
| 学習指導              | 生徒の学習意欲を喚起する質の高い授業が行われている。                                        |
|                   | 教育課程の編成は、生徒の進路希望や実態、社会の要請に応えるものとなっている。                            |
|                   | 授業開始時を含めて遅刻の防止に努めている。                                             |
| 生徒指導・<br>進路指導     | 基本的生活習慣の確立に向けて、計画的・組織的な取組が行われている。                                 |
|                   | 進路意識の高揚を図る取組を行っている。                                               |
|                   | 不登校等の生徒に関する全校的な指導が有効に機能している。                                      |
| 施設整備              | 学校環境の保全及び校舎の破損等に対する対応は迅速である。                                      |
|                   | 図書館資料の充実と読書環境の整備に努めている。                                           |
| 学校運営ほか            | 授業の充実を図るための校内外の研修・研鑽が行われている。                                      |
|                   | 公式ホームページや校内Webにより情報が積極的に発信・交信されている。                               |
|                   | 教育目標や努力目標は〇〇高の社会的使命や生徒の実態に合っている。                                  |
|                   | 窓口及び電話での対応は適切である。<br>情報セキュリティ対策基準等により情報管理は適切になされている。              |

※ いずれも回答は、「そのとおり」、「ほぼそのとおり」、「どちらともいえない」、「やや違う」、「まったく違う」から選択。



## 第3章 新たな検証システムの構築に向けて

### 1 新たな検証システム構築の必要性

前章でみたように、高校教育改革の各種の施策と学校における教育活動・運営状況については、それぞれ県の行政評価制度と学校評価制度により、教育施策や学校運営の改善に向けた仕組みが構築されている。

しかし、これらの評価制度では、教育委員会内部で個別施策について逐次自己評価や見直しが行われているが、第三者による検証はなされていない状況にある。

ところで、高校教育行政は、義務教育や大学等高等教育と比較して国の関与が限定的であり、それだけ教育委員会の裁量や責任も大きい。この意味で、教育委員会が、高校教育に係る施策をより適正に遂行していくため、専門的知識を持った第三者による点検を受けながら、自らの教育行政を真摯に省みるメカニズムを導入する意義が大きい。

以上の視点を十分踏まえながら、現将来構想期間における教育改革の取組を土台として、新将来構想に盛り込まれた各種の高校教育改革を本来の目指すところに向かって着実に推進するためには、客観的な立場で専門的視点から継続的に検証し、必要な改善に結びつけることができるシステムを構築することが必要である。

### 2 新たな検証システムの機能

#### (1) 検証組織の位置づけ

教育委員会では、魅力と活力ある高校づくりや男女共学化、学校運営の改善など、現将来構想に基づいて、これまで各種の高校教育改革に取り組んできた。また、生徒自らの進路希望や学ぶ意欲に基づき、より主体的に学校を選択できるよう、平成22年度からは通学区域の全県一学区を導入する。さらに、今後は、新将来構想に基づく総合産業高校の設置や、高校入学者選抜制度の改善を図ろうとしている。

教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興に向けて、行政組織の各段階（教育庁・高校・教職員等）が教育行政の各局面で自ら検証していくのは当然であるが、より客観性・透明性を確保しながら各種施策の有効性や合理性を検証していく観点から、教育委員会に一定の距離を置いた検証組織が必要である。

この場合、高校教育に関する相当の専門知識や教育行政に精通し、かつ、公正な立場の第三者で構成される審議会を新たに設置するという方法もあるが、県立高等学校将来構想審議会（以下「将来構想審議会」という。）が、これまで新将来構想の策定に関して検討を重ねてきた経緯を勘案すれば、現将来構想に基づく取組も含めて検証を行っていくことは、同審議会の役割の延長線上にあるものと考えられ、同審議会の所掌事務として行われることが適当と考えられる。

さらに、教育委員会における高校教育施策に関する審議会としては、将来構想審議

会のほかに、県立高等学校入学者選抜審議会や産業教育審議会などがあるが、これら審議会からの提言等に基づいて実施される施策等についても、高校教育改革と関連する限りにおいて、将来構想審議会が行う検証の対象とすることが妥当と考えられる。また、検証の客観性・公正性を確保するためには、教育委員会の諮問に基づく場合のみならず、検証組織が独自に検証対象を選定し審議できる余地を残していくことも必要であり、そのため諮問に対する答申だけでなく、建議できるようにすることが肝要である。

いうまでもなく、客観的かつ適正な検証により見いだされた諸課題については、確実に教育行政の改善につなげていく必要がある。教育委員会には、検証の結果を真摯に受け止め、次なる施策の展開に反映できるよう、県民への説明責任を果たしながら最善を尽くすことが求められる。

## (2) 新たな検証システムによる評価の視点

前述したように、行政評価及び学校評価は、高校教育改革の各種施策・取組等に関する成果・課題について比較的広範囲に把握し、評価を行っているが、制度上評価の対象とされていない施策・取組等もある。また、学校配置、学科、定員などについては、その性質上、行政評価、学校評価のいずれによっても評価を行い難い対象であると考えられる。

一方で、新たな検証システムは、その専門性・客観性から、高校教育改革の各種施策・取組等に関する問題点を検出する機能に優れているが、長期的な視点も必要であり、数多くの項目を対象として取り扱うには不向きであると考えられる。

こうしたことから、各種の高校教育改革の成果及び課題を的確に把握するためには、行政評価、学校評価、新たな検証システムのそれぞれについて、その性質により適切に対象を分担しながら行っていく必要がある。これら3つのシステムについて、それぞれ関係を図示すれば、図4のとおりである。

新たな検証システムの対象としては、高校教育の基本的な制度（男女共学化、全県一学区化等）や枠組み（学校の配置、学科の設置等）、教育内容に係る根幹的な方針（学力の向上、キャリア教育の充実等）などにかかわる施策等であると考えられる。新たな検証システムにおいては、こうしたものの中から、特に重要であり、かつ専門的・客観的な評価を要するものが対象として想定される。なお、高校教育に関する各審議会からの提言等に基づく施策等については、表3のとおりである。

図4 行政評価・学校評価と新たな検証システムの評価の視点

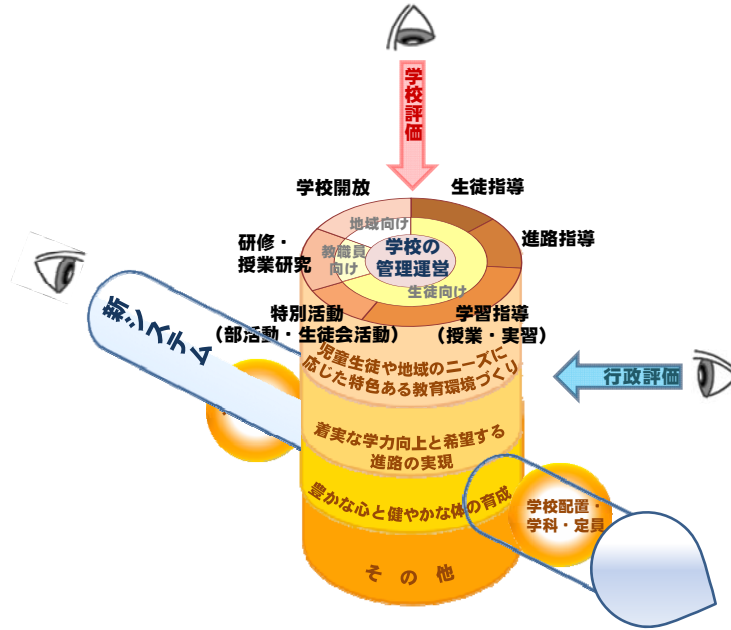


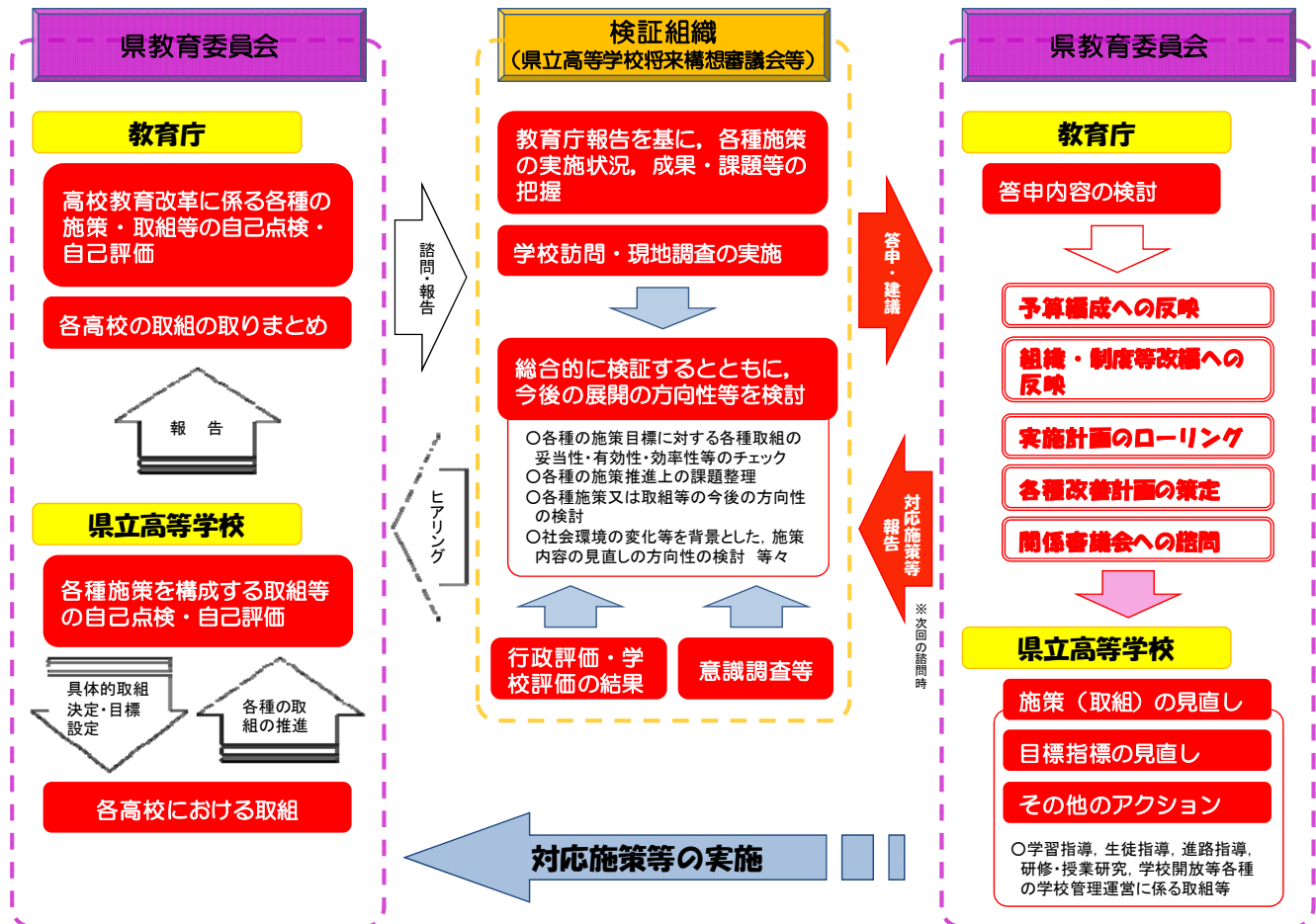
表3 高校教育に関する各審議会が提言等した主な施策

| 所掌審議会・計画名等                            | 施策名                                       | 施策項目等                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>県立高等学校将来構想審議会</b>                  |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 県立高校将来構想<br>(平成13年3月策定)               | 生徒の多様な個性や特性に対応した魅力ある高校づくりの推進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特色ある学科の設置</li> <li>●全日制高校の充実</li> <li>●定時制高校及び通信制高校の充実</li> <li>●中高一貫教育及び中高連携教育の推進</li> <li>●多様な個性や特性に対応した教育の推進</li> </ul>                                                                                              |
|                                       | 生徒数の減少に対応した学級減及び学校再編                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●全日制高校の適正配置</li> <li>●定時制高校・通信制高校の適正配置</li> </ul>                                                                                                                                                                        |
|                                       | 開かれた学校づくりの推進                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校評議員制度の導入</li> <li>●学校の自己点検・自己評価システムの導入</li> <li>●生徒による授業評価の充実</li> <li>●学校自由見学日の設定</li> <li>●学校施設の開放</li> <li>●社会人の授業聴講制度の導入</li> <li>●高校間の単位互換制度の導入</li> <li>●他の教育機関との人材交流</li> <li>●インターネット等を活用した学校情報の発信</li> </ul> |
|                                       | 男女共学化の推進                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新たな県立高校将来構想<br>(平成21年9月答申)            | 学力の向上                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎基本となる知識の定着</li> <li>●知識を活用した課題解決力の育成</li> <li>●人間関係を構築する力の育成</li> <li>●学校外の教育資源の活用</li> </ul>                                                                                                                         |
|                                       | キャリア教育の充実                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●勤労観・職業観の育成</li> <li>●変化に対応できる基本姿勢の育成</li> </ul>                                                                                                                                                                         |
|                                       | 地域のニーズに応える高校づくりの推進                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域とつながる高校づくりの推進</li> <li>●開かれた高校づくりと安全対策の強化</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
|                                       | 教育環境の充実、学校経営の改善                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●教員の資質の向上</li> <li>●学校改善の定着</li> <li>●効率的・効果的な施設整備の推進</li> <li>●多様な生徒の受け入れ態勢の整備</li> </ul>                                                                                                                               |
| <b>高等学校入学選抜審議会</b>                    |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 宮城県立高等学校通学区域見直し方針<br>(平成19年3月決定)      | 県立高等学校全日制課程普通科の通学区(学区)を撤廃し、全県一学区とする       | ●平成22年度の入学選抜から実施                                                                                                                                                                                                                                                |
| 今後の県立高等学校入学選抜の在り方について<br>(平成21年12月答申) | 現行の「推薦入試＋一般入試＋第二次募集」を「前期選抜＋後期選抜＋第二次募集」とする | ●平成25年度の入学選抜から実施                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>産業教育審議会</b>                        |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 今後の専門学科の在り方について<br>(平成20年12月提言)       | 地域との連携強化と地域産業を担う人材の育成                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●インターンシップの充実等地域連携の強化</li> <li>●地域の産業構造を反映した教育</li> </ul>                                                                                                                                                                 |
|                                       | 地域産業構造に対応した人材育成のための学科構成                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●農業、工業、商業等を融合した新たな教育</li> <li>●特定分野の専門的な教育</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
|                                       | プロフェッショナルとして活躍できる人材の育成                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高度な技術レベルを持った人材育成の推進</li> <li>●高等教育機関等への接続</li> <li>●キャリア教育の充実</li> </ul>                                                                                                                                                |

### 3 新たな検証システムのスキーム

これまで述べてきたことを踏まえ、高校教育施策等の持続的改善に向けた新たな検証システムのスキームを図示すると、次のイメージとなる。（図5参照）

図5 新たな検証スキームのイメージ



#### (1) 各種の高校教育改革の取組の現状把握

検証に当たっては、各取組について正確な実態の把握が不可欠であり、各種の高校教育改革の取組については、実践の場である個々の学校の取組の実態とその成果等を正確に把握する必要がある。

そのため、各高校では、各種の取組について、学校評価制度によりあらかじめ設定した定量的又は定性的な活動指標と成果指標に基づき達成状況を把握して自己点検・自己評価を行い、その結果を教育部に報告することが求められる。また、教育部においては、各学校の取組の取りまとめを通して、各種の高校教育改革に係る成果や課題について自己点検・自己評価を行うことが求められる。その際、新たな制度の導入や学科の改編等による生徒への影響等についても、可能な限り把握していくことが重要である。

## (2) 検証組織における検証作業

検証組織においては、目標指標の設定の妥当性のチェックを含めて、施策本来の目的に適合した取組がなされているか、効果的・効率的に取組が進められているか、目標どおりの成果が得られていない場合に何が課題となっているのか、施策目的に合致した取組であっても社会的な不整合が生じていないか等、学校や教育庁で取りまとめたデータや資料を元にしながら、専門的かつ客観的な視点で総合的に検証を進めることになる。この検証作業に当たっては、教育庁からの報告だけでなく、自ら学校現場に赴き実地調査を行うなどして、多角的な視点で公正に進めることが重要である。また、検証による諸課題の抽出にとどまらず、今後の改善に向けた対応の方向性についても検討し、その結果を教育委員会に答申又は建議していくことが必要と考える。

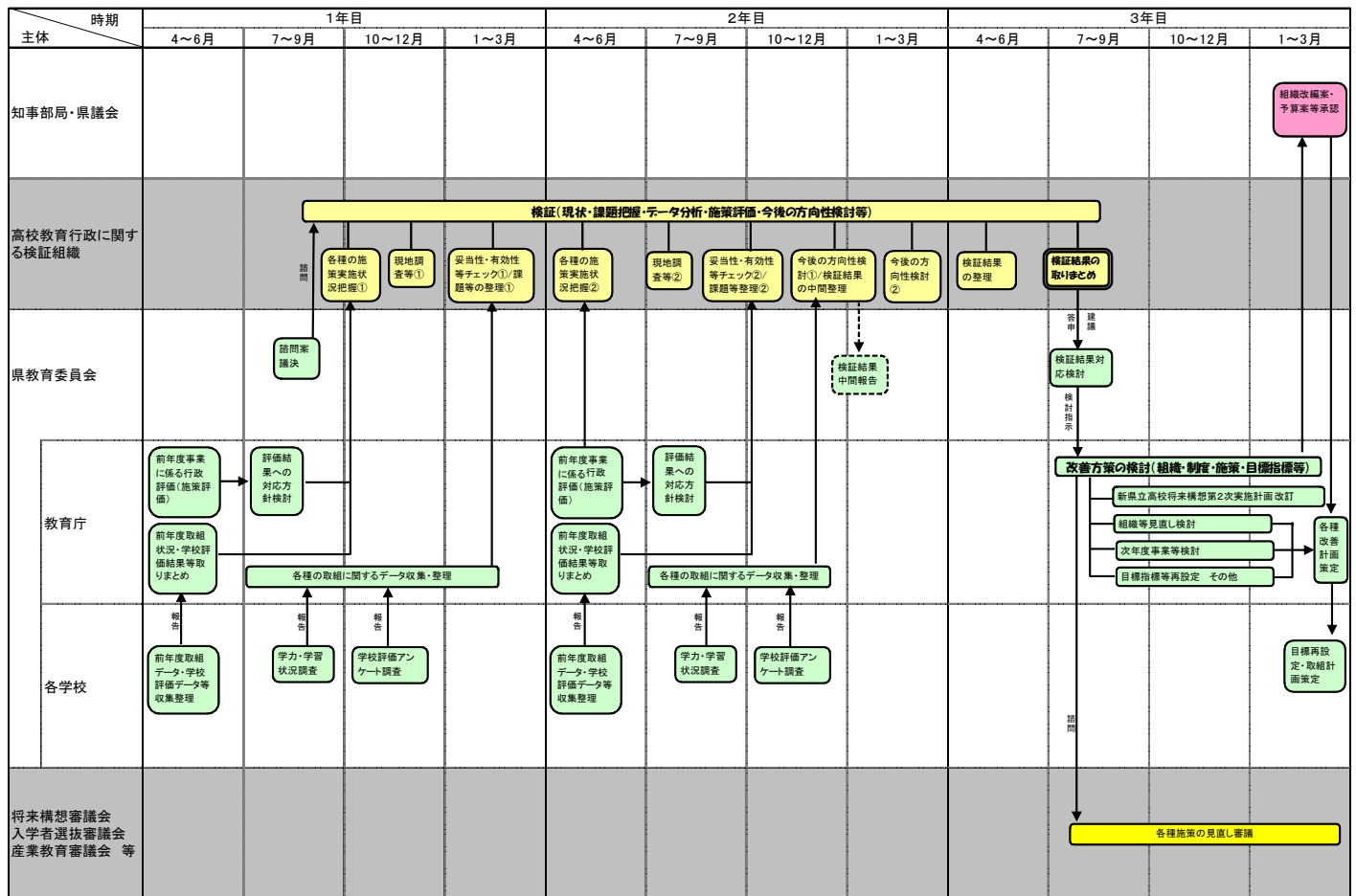
## (3) 検証結果の施策への反映

こうして取りまとめられた検証結果等について、教育委員会では真摯に受けとめるとともに、改善やさらなる見直しについて対応策を検討し、予算や組織編成、実施計画のローリング等に反映していくとともに、必要に応じ、所管の審議会等に対してさらなる調査検討を諮問するなどの対応をとることが求められる。また、各高校においては、検証結果を踏まえ、施策本来の目的を再確認しながら具体的な取組や目標指標等の見直しを行うなど、必要な対応をとっていくことになる。これらの対応を進めるに当たっては、透明性や公正性、行政の説明責任の確保という意味でも、適時的確に広く県民への情報提供に努めるべきである。

## (4) 検証フローのイメージ

以上を循環させて、高校教育改革の継続的かつ実効的な PDCA サイクルが実現されるが、その検証フローのイメージを図示すると、図6のとおりとなる。なお、ここでは3年サイクルのフローを示したが、中長期的な視点から継続的に評価を行うべき対象があることも想定される。一方で、早期に検証の成果が得られたものについては、このフローによらず適時教育委員会に対して答申又は建議を行い、改善に向けて着手できるようにすべきである。

図6 検証フローのイメージ



## 第4章 新たな検証システムへの期待

資源の乏しい我が国が、GDP 世界第二位の経済大国まで発展した大きな要因の一つは、間違いなく教育である。今後、我が国が世界をリードしつつ、持続可能な地域社会を形成していくためには、継続して教育の充実を図っていく必要がある。とりわけ、我が国の高校進学率（高等専門学校や中等教育学校後期課程を含む。）が現在では98%を超え、ほぼ高校全入の実態にあることを踏まえれば、なお一層の高校教育改革が求められる。

こうした中、高校教育施策については教育委員会の裁量の余地が比較的大きく、したがって、時代や環境に即した適正な高校教育改革を着実に推進するためには、多角的な視点からより高度に検証した上で、速やかに適切な措置を積み重ねていくことが肝要である。この意味で、新たな県立高校将来構想の策定と同時に、各種の高校教育改革の着実な推進を図るために、今回示した新しい検証システムを導入する意義は大きいものがある。

この検証システムは、他の都道府県においても未だ導入されていないシステムであり、実際の運用に当たっては様々な問題が生ずることも予想される。しかしながら、どのような改革も、それに伴う障害を克服する熱意と勇気なしには、その実現を期し得るものではない。教育委員会の関係者が積極的な努力を開始し、生徒や保護者、県民、ひいては地域社会のますますの発展に資するよう、心から期待する。

## 高校教育改革の成果に関する検証の在り方策定経過

| 年月日       | 経 過                                             | 内 容                                |
|-----------|-------------------------------------------------|------------------------------------|
| H21.9.3   | 県立高等学校将来構想審議会検証の在り方検討部会設置<br>(第9回県立高等学校将来構想審議会) | ○設置要綱制定<br>○委員指名                   |
| H21.10.27 | 県立高等学校将来構想審議会第1回検証の在り方検討部会                      | ○部会長・副部会長の選任について<br>○行政評価・学校評価について |
| H21.12.22 | 県立高等学校将来構想審議会第2回検証の在り方検討部会                      | ○検証スキームについて<br>○検証の範囲について          |
| H22.3.12  | 県立高等学校将来構想審議会第3回検証の在り方検討部会                      | ○検証の在り方に関する報告書(案)について              |
| H22.3.23  | 第10回県立高等学校将来構想審議会                               | ○検証の在り方について                        |

## 県立高等学校将来構想審議会委員名簿(平成22年3月23日現在)

(敬称略、順不同)

| 区 分  | 所 属                                     | 氏 名    | 備 考                |
|------|-----------------------------------------|--------|--------------------|
| 部会長  | 独立行政法人大学入試センター試験・研究副統括官<br>(東北大学名誉教授)   | 荒井 克弘  | 検証の在り方検討部会<br>部会長  |
| 副部会長 | 国立大学法人宮城教育大学教育学部教授                      | 菅野 仁   | 検証の在り方検討部会<br>副部会長 |
| 委員   | 国立大学法人宮城教育大学教育学部准教授                     | 本 岡 愛実 |                    |
| 委員   | 宮城県仙台第一高等学校長<br>(宮城県高等学校長協会会長)          | 北 島 博  |                    |
| 委員   | 宮城県工業高等学校長<br>(宮城県高等学校長協会工業部会長)         | 岩 淵 龍  | 検証の在り方検討部会<br>委員   |
| 委員   | 宮城県農業高等学校長<br>(宮城県高等学校長協会農業部会長)         | 早坂 公夫  |                    |
| 委員   | 多賀城市立多賀城中学校長<br>(宮城県中学校長会)              | 高橋 睦麿  |                    |
| 委員   | 学校法人朴沢学園理事長<br>(宮城県私立中学高等学校連合会副会長)      | 朴澤 泰治  |                    |
| 委員   | 岩沼市長<br>(宮城県市長会副会長)                     | 井口 経明  |                    |
| 委員   | 丸森町長<br>(宮城県町村会副会長)                     | 渡辺 政巳  |                    |
| 委員   | 気仙沼市教育委員会教育長<br>(宮城県都市教育長協議会会長)         | 白幡 勝美  |                    |
| 委員   | 利府町教育委員会教育長<br>(宮城県町村教育長会会長)            | 小澤 仁邇  | 検証の在り方検討部会<br>委員   |
| 委員   | 大和町立大和中学校PTA前役員<br>(宮城県PTA連合会前副会長)      | 佐藤 ゆり子 |                    |
| 委員   | 宮城県宮城第一高等学校PTA前会長<br>(宮城県高等学校PTA連合会前会長) | 猪股 孝之  |                    |
| 委員   | 株式会社阿部長商店専務取締役(南三陸ホテル観洋女将)              | 阿部 憲子  |                    |
| 委員   | 株式会社ゼン・インターナショナル代表取締役                   | 木村 美保子 |                    |
| 委員   | 公平農場代表                                  | 公平 伸行  |                    |
| 委員   | デザインルームJIN主宰                            | 佐々木加代子 | 検証の在り方検討部会<br>委員   |
| 委員   | 財団法人みやぎ産業振興機構参与兼プロジェクトマネージャー            | 白幡 洋一  | 検証の在り方検討部会<br>委員   |
| 委員   | 社団法人東北経済連合会産業経済担当副部長                    | 西山 英作  |                    |